平成２１年（フ）第４５３号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目22番地４　アーバンＥＸＥ201―207号
債務者　峯岸　　博
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４５５号
埼玉県東松山市大字下野本666番地
債務者　山田　寿子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４７５号
埼玉県行田市桜町１丁目15番１号
債務者　襟川　直美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１９６号
千葉県山武市木原1118番地９
債務者　細井　勝也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１３号
千葉県東金市広瀬481番地１　広瀬団地３棟502
債務者　三上　龍子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６０３号
神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目14番13号
債務者　山田　知世
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３２号
神奈川県秦野市北矢名333番地の１　サンハイツ101号
債務者　齊藤　真二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５３号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目７番地の20
債務者　河本ミツエ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０９号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2803番地11
債務者　石井スガ子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７１５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3843番地の３　アベニールＫＯＵＡ103
債務者　谷口　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７２７号
神奈川県厚木市妻田西３丁目27番32号　センチュリーハイツ101
債務者　市川奈保子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７１号
新潟市南区大通２丁目10番11号
債務者　長谷川知子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３０号
新潟市西区小針台８番31号　メゾンド・マシェリ102号
債務者　チョードリ由美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４５号
新潟市中央区京王２丁目６番21号、前住所新潟市江南区天野１丁目22番４号
債務者　小林　富雄
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５３号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　市営住宅Ｇ棟405号
債務者　星山　昌信
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６８号
新潟市中央区鳥屋野３丁目11番12号　シャトル八光里101号
債務者　小林　美香（旧姓兵）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９２号
新潟県加茂市大字下条甲275番地
債務者　田村　正長
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１５号
三重県多気郡多気町下出江1969番地
債務者　村林あゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
津地方裁判所松阪支部